

令和2年第1回

瑞浪市議会定例会議案

令和2年2月27日

目 次

議第 2 号	瑞浪市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する 条例の一部を改正する条例の制定について……………	1
議第 3 号	瑞浪市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改 正する条例の制定について……………	3
議第 4 号	瑞浪市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について……………	5
議第 5 号	瑞浪市手数料条例の一部を改正する条例の制定について……………	7
議第 6 号	瑞浪市保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例の 制定について……………	8
議第 7 号	瑞浪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関す る基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	9
議第 8 号	瑞浪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条 例の一部を改正する条例の制定について……………	2 5
議第 9 号	瑞浪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定 める条例の一部を改正する条例の制定について……………	2 6
議第 1 0 号	瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について…………	2 7
議第 1 1 号	瑞浪市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について……………	2 8
議第 1 2 号	瑞浪市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について……………	2 9
議第 1 3 号	瑞浪市における再生可能エネルギー発電設備の設置と自然環境等 の保全との調和に関する条例の制定について……………	3 0
議第 1 4 号	瑞浪市土地開発事業及び特殊建築物に関する条例の一部を改正す る条例の制定について……………	3 9
議第 1 5 号	瑞浪市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改 正する条例の制定について……………	4 0
議第 1 6 号	瑞浪市手数料条例の一部を改正する条例の制定について……………	4 1
議第 1 7 号	瑞浪市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるこ とについて……………	4 2
議第 1 8 号	北野辺地に係る総合整備計画の策定について……………	4 3
議第 1 9 号	多治見市と瑞浪市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関す る規約の変更に関する協議について……………	4 5
議第 2 0 号	中津川市と瑞浪市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関す る規約の変更に関する協議について……………	4 6

議第 2 1 号	瑞浪市と恵那市との間の証明書 ^の 交付等に係る事務委託に関する 規約の変更に関する協議について……………	4 7
議第 2 2 号	瑞浪市と土岐市との間の証明書 ^の 交付等に係る事務委託に関する 規約の変更に関する協議について……………	4 8
議第 2 3 号	土岐川防災ダム一部事務組合規約の変更に関する協議について……	4 9
議第 2 4 号	工事請負契約の締結について……………	5 0
議第 2 5 号	工事請負契約の締結について……………	5 1
議第 2 6 号	瑞浪市農業委員会の委員に占める認定農業者等又はこれらに準ず る者の割合を4分の1以上とすることにつき同意を求めることに ついて……………	5 2
議第 2 7 号	令和元年度瑞浪市一般会計補正予算（第4号）……………	5 3
議第 2 8 号	令和元年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 （第1号）……………	6 1
議第 2 9 号	令和元年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）…	6 3
議第 3 0 号	令和元年度瑞浪市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）……	6 5
議第 3 1 号	令和元年度瑞浪市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）…	6 7
議第 3 2 号	令和元年度瑞浪市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）……	6 9
議第 3 3 号	令和元年度瑞浪市水道事業会計補正予算（第3号）……………	7 1
議第 3 4 号	令和元年度瑞浪市下水道事業会計補正予算（第3号）……………	7 3
議第 3 5 号	令和2年度瑞浪市一般会計予算……………	7 4
議第 3 6 号	令和2年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計予算……………	8 2
議第 3 7 号	令和2年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計予算……………	8 6
議第 3 8 号	令和2年度瑞浪市介護保険事業特別会計予算……………	9 0
議第 3 9 号	令和2年度瑞浪市駐車場事業特別会計予算……………	9 4
議第 4 0 号	令和2年度瑞浪市水道事業会計予算……………	9 7
議第 4 1 号	令和2年度瑞浪市下水道事業会計予算……………	1 0 0

議第 2 号

瑞浪市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 2 月 2 7 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

瑞浪市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 4 2 年条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条に次の 1 号を加える。

（5） 給料を支給される職員 法第 2 条第 4 項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額

第 7 条中「通勤により負傷し若しくは」を「通勤により負傷し、若しくは」に改める。

第 1 5 条中「職員の公務上」を「職員が公務上」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 5 条の改正規定は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の瑞浪市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 5 条の規定は、令和 2 年 4 月 1 日以後に発生した事故に起因する、公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適

用する。

議第3号

瑞浪市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和2年2月27日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

瑞浪市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（昭和55年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「議長、副議長及び議員」を「議長、副議長、議会運営委員会の委員長、常任委員会の委員長及び議員（以下「議長等」という。）」に改める。

第2条から第5条までの規定中「議長、副議長及び議員」を「議長等」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第2条・第4条関係）

区分	議員報酬月額	費用弁償
議長	430,000円	瑞浪市職員の旅費に関する条例（昭和29年条例第19号）に規定する額
副議長	400,000円	
議会運営委員会の委員長 常任委員会の委員長	385,000円	
議員	375,000円	

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議第4号

瑞浪市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和2年2月27日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市印鑑条例の一部を改正する条例

瑞浪市印鑑条例（昭和52年条例第21号）の一部を次のように改正する。
第2条第2項第2号を次のように改める。

（2） 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

第5条第3項を次のように改める。

- 3 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）がされている氏名の片仮名表記又はその一部を組合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

第6条第1項第3号を次のように改める。

（3） 氏名（氏に変更があつた者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称）

第6条第1項第6号中「記録されている」を「記載がされている」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 5 号

瑞浪市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 2 月 2 7 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市手数料条例の一部を改正する条例

瑞浪市手数料条例（平成 1 2 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表 4 の部中 3 の項を 4 の項とし、同項の次に次のように加える。

5 法第 2 1 条の 3 第 1 項、第 3 項又は第 4 項の規定による戸籍の附票の除票の写しの交付	戸籍附票の除票 写し交付手数料	1 通につき 3 0 0 円
--	--------------------	-------------------

別表 4 の部 2 の項の次に次のように加える。

3 法第 1 5 条の 4 第 1 項、第 3 項、第 4 項又は第 5 項において準用する第 1 2 条の 3 第 8 項の規定に基づく除票の写し又は除票記載事項証明書の交付	除票写し又は除 票記載事項証明 書交付手数料	1 通につき 3 0 0 円
--	------------------------------	-------------------

別表 5 の部 1 の項を削り、2 の項を 1 の項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表 5 の部の改正規定は、公布の日又は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 1 6 号）附則第 1 条第 6 号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

議第 6 号

瑞浪市保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

瑞浪市保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例を次のよう
に制定するものとする。

令和 2 年 2 月 2 7 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例
瑞浪市保育の必要性の認定に関する条例（平成 2 6 年条例第 2 9 号）の一
部を次のように改正する。

第 5 条第 4 号中「府令第 1 条第 8 号」を「府令第 1 条の 5 第 8 号」に改め、
同条第 9 号を次のように改める。

（9） その他市長が認める状態にあること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第7号

瑞浪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和2年2月27日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

瑞浪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第10号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第11号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条中第22号を第28号とし、第17号から第21号までを6号ずつ繰り下げ、同条第16号中「第4項の規定」を「第4項」に、「市町村が支払う特定教育・保育又は特定地域型保育」を「市町村（特別区を含む。以下同じ。）が支払う特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。）又は特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特別利用地域型保育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。）」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同号を同条第22号とし、同条中第15号を第21号とし、第14号を第20号とし、同条第13号中「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改め、同号を同条第18号とし、同号の次に次の1号を加える。

（19） 教育・保育 法第7条第10項第5号に規定する教育・保育を

いう。

第2条中第12号を第17号とし、第11号の次に次の5号を加える。

(12) 満3歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。

(13) 特定満3歳以上保育認定子ども 令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。

(14) 満3歳未満保育認定子ども 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。

(15) 市町村民税所得割合算額 令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。

(16) 負担額算定基準子ども 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。

第3条第1項中「良質かつ適切な」を「良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された」に改める。

第5条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「勤務体制」を「勤務の体制」に、「利用者負担」を「第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第6条の見出し中「利用申込みに対する」を削り、同条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「の数」を削り、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」に、「当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第1号に掲げる」を「当該特定教育・保育施設の同号に掲げる」に改め、「（第4項において「選考方法」という。）」を削り、同条第3項中「の数」を削り、「利用している法第19条第1項第2号又は第3号」を「利用している同項第2号又は第3号」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第2号又は第3号」を「当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号」に、「法第20条第4項の規定による認定」を「教育・保育給付認定」に、「利用できるよう」を「利用することができるよう」に改め、同条第4項中「前2項の特定教育

・保育施設は」を「前2項に規定する場合においては、特定教育・保育施設は」に、「選考方法」を「これらの規定に規定する選考の方法」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「選考を行わなければならない。」を「当該選考を行わなければならない。」に改め、同条第5項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「適切な特定教育・保育施設」を「速やかに、適切な特定教育・保育施設」に、「措置を速やかに」を「措置を」に改める。

第7条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第8条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「に規定する」を「の規定による」に、「支給認定の有無、支給認定子ども」を「教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改め、「保育必要量」の次に「（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。）」を加える。

第9条の見出し中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第1項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に、「当該申請」を「教育・保育給付認定の申請」に改め、同条第2項中「支給認定の変更」を「教育・保育給付認定の変更」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改め、同項ただし書中「場合には、この限りではない」を「場合は、この限りでない」に改める。

第10条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「利用状況等」を「利用の状況等」に改める。

第11条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第13条第1項中「（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。）」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」に、「法第27条第3項第2号に掲げる額（当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては法第28条第2項第3号に規定する市町村が定める額とする。）」を「満3歳

未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「規定する額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）を、特別利用教育を提供する場合にあっては法第28条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）」を「掲げる額」に改め、同条第3項中「前2項の」の次に「規定により」を加え、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「前3項の」の次に「規定により」を加え、「の各号」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ（ア）又は（イ）に定める金額未満であるものに対する副食の提供

（ア） 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

（イ） 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ（イ）において同じ。） 57,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、77,101円）

イ 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（

小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

第13条第4項第5号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第5項中「当該費用に係る領収証を」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「に対し」の次に「、当該費用に係る領収証を」を加え、同条第6項中「第3項及び第4項の」の次に「規定による」を加え、「支給認定保護者に金銭」を「教育・保育給付認定保護者に当該金銭」に、「よって」を「より」に、「支給認定保護者に対して」を「当該教育・保育給付認定保護者に対して」に改め、同項ただし書中「第4項」を「同項」に改める。

第14条第1項中「法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。」を「法第27条第1項に規定する施設型給付費をいう。以下同じ。」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第16条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「常にその」の次に「提供する特定教育・保育の質の」を加える。

第17条中「常に支給認定子ども」を「常に教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定子ども又はその保護者」を「当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第18条中「ときに支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「当該支給認定子どもの保護者」を「、当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第19条の見出し中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「市」を「市町村」に改め、同条中「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に、「その旨を市」を「その旨を当該施設型給付費の支給に係る市町村」に改める。

第20条中「の各号」を削り、同条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第21条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「よって」を「より」に改め、同項ただし書中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第24条見出し中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「よって」を「より」に改める。

第25条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第26条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「採る」を「とる」に改める。

第27条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「、支給認定子どもに関する」を「教育・保育給付認定子どもに関する」に、「当該支給認定子どもの保護者」を「、当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第28条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第30条第1項中「支給認定子ども又は支給認定保護者その他の当該支給認定子どもの家族」を「教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該教育・保育給付認定子どもの家族」に、「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改め、同条第3項及び第4項中「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改める。

第32条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に

改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「損害賠償を速やかに行わなければならない。」を「速やかに、その損害を賠償しなければならない。」に改める。

第34条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、「の各号」を削り、同項第2号中「に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の提供」を「の規定による特定教育・保育」に改め、同項第3号中「に規定する市」を「の規定による市町村」に改める。

第35条第1項中「保育所に限る。」の次に「以下」を加え、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子どもの数」を「教育・保育給付認定子ども」に、「利用している法第19条第1項第2号」を「利用している同項第2号」に、「支給認定子どもの総数」を「教育・保育給付認定子どもの総数」に、「利用定員の数」を「利用定員の総数」に改め、同条第3項中「を含むものとして、本章」を「を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節」に、「「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」」を「「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」に改める。

第36条第1項中「次項」を「以下この条」に、「法第19条第1項第2号」を「、法第19条第1項第2号」に、「支給認定子ども」を「教育・保

育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子どもの数」を「教育・保育給付認定子ども」に、「利用している法第19条第1項第1号」を「利用している同項第1号」に、「支給認定子どもの総数」を「教育・保育給付認定子どもの総数」に、「利用定員の数」を「利用定員の総数」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「の同号」とあるのは「の同項第1号」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第37条第1項中「のうち、家庭的保育事業にあつては、その」を「（事業所内保育事業を除く。）の」に、「の数を1人以上5人以下」を「の数は、家庭的保育事業にあつては、1人以上5人以下」に、「第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。」を「第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。」に、「（同条例第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。）にあつては、その利用定員数を6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同条例第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第6項において同じ。）にあつては、その利用定員数を6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては、その利用定員数を1人」を「（同条例第27条に規定する小規模保育事業B型をいう。

第42条第3項第1号において同じ。) にあつては、6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同条例第27条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4項において同じ。) にあつては、6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては、1人」に改める。

第38条第1項中「運営規程」を「事業の運営についての重要事項に関する規程」に、「第42条」を「第42条第1項」に、「連携施設の種類名称、連携協力の概要」を「連携施設の種類及び名称、当該連携施設が行う連携協力の概要」に、「勤務体制、利用者負担」を「勤務の体制、第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第39条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「小学校就学前子どもの数及び」の次に「当該」を加え、「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」に、「当該特定地域型保育事業所の法第19条第1項第3号」を「当該特定地域型保育事業所の同号」に、「法第20条第4項の規定による認定」を「教育・保育給付認定」に、「支給認定子どもが」を「満3歳未満保育認定子どもが」に改め、同条第3項中「前項の特定地域型保育事業者は、前項の選考方法」を「前項に規定する場合においては、特定地域型保育事業者は、同項の選考の方法」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「選考を行わなければならない。」を「当該選考を行わなければならない。」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「、連携施設」を「、速やかに、第42条第1項に規定する連携施設」に、「適切な措置を速やかに」を「適切な措置」に改める。

第40条第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「特定地域型保育事業」を「当該特定地域型保育事業」に改める。

第41条中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「利用状況等」を「利用の状況等」に改める。

第42条第1項中「この項」の次に「から第5項まで」を加え、同項第1号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2

号中「特定教育・保育をいう。」の次に「以下この条において同じ。」を加え、同項第3号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項を同条第9項とし、同条第3項中「を行う者であって、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のもの」を「（第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者」に、「第1項第1号」を「同項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第5項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第42条第2項中「、前項本文の規定にかかわらず」を削り、「幼児の障害」を「幼児の障がい」に、「受けられるよう」を「受けることができるよう」に改め、同項を同条第6項とし、同条第1項の次に次の4項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業

所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供されている場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

4 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第43条第1項中「（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条及び第50条において準用する第14条において同じ。）」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあつては法第30条第2項第3号に規定する市町村が定める額とする。）」を削り、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定し

た費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）」を削り、同条第3項中「前2項の」の次に「規定により」を加え、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項各号列記以外の部分中「前3項の」の次に「規定により」を加え、「の各号」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項第4号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第5項中「当該費用に係る領収証を」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「に対し」の次に「当該費用に係る領収証を」を加え、同条第6項中「第3項及び第4項の」の次に「規定による」を加え、「支給認定保護者に金銭の」を「教育・保育給付認定保護者に当該金銭の」に、「よって」を「より」に、「支給認定保護者に対して」を「当該教育・保育給付認定保護者に対して」に改め、同項ただし書中「第4項の規定」を「同項の規定」に改める。

第46条中「の各号」及び「（第50条において準用する第23条において「運営規程」という。）」を削り、同条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第47条第1項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同条第2項中「よって」を「より」に、「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第49条第2項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、「の各号」を削り、同項第2号中「に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項の提供」を「の規定による特定地域型保育」に改め、同項第3号中「に規定する市」を「の規定による市町村」に改める。

第50条を次のように改める。

（準用）

第50条 第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第

17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第1項に規定する施設型給付費をいう。以下同じ。）」とあるのは「特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第50条において準用する次項及び第19条において同じ。）に係る地域型保育給付費（法第29条第1項に規定する地域型保育給付費をいう。以下この項及び第50条において準用する第19条において同じ。）」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育に」とあるのは「特定地域型保育に」と、「特定教育・保育の」とあるのは「特定地域型保育の」と、「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「特定教育・保育を」とあるのは「特定地域型保育を」と、「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。

第51条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子どもの数」を「教育・保育給付認定子ども」に、「特定地域型保育事業所を現に」を「当該特定地域型保育事業所を現に」に、「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「当該特定利用地域型保育」を「、当該特定利用地域型保育」に、「支給認定子どもを含む。」を「教育・保育給付認定子どもを含む。」に、「利用定員の数」を「利用定員の総数」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育

給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「同号又は同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「同号」とあるのは「同項第3号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用することができるよう、選考」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。第52条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子どもの数」を「教育・保育給付認定子ども」

に、「法第19条第1項第3号」を「同項第3号」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「当該特別利用地域型保育」を「、当該特別利用地域型保育」に、「支給認定子どもを含む。」を「教育・保育給付認定子どもを含む。」に、「利用定員の数」を「利用定員の総数」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

附則第2項中「（法第27条第3項第2号に掲げる額（当該特定教育・保育施設が）」とあるのは「（当該特定教育・保育施設が」と、「定める額とする。）をいう。）」とあるのは「定める額をいう。）」と、同条第2項中「（法第27条第3項第1号に規定する額」とあるのは「（法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額）」を「「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第19条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ。））」と、同条第2項中「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育

（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。）」に改め、「設定する」を削り、「提供を受け、又は受けようとしたとき」の次に「と、「当該施設型給付費の支給」とあるのは「当該委託費の支払」を加える。

附則第4項の前の見出し、同項及び附則第5項を削り、附則第6項を附則第4項とする。

附則第7項中「特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」に、「5年」を「10年」に改め、同項を附則第5項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 8 号

瑞浪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 2 月 2 7 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

瑞浪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条第 2 項第 2 号中「法第 34 条の 20 第 1 項第 4 号」を「法第 34 条の 20 第 1 項第 3 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 9 号

瑞浪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 2 月 2 7 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

瑞浪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成 2 6 年条例第 3 3 号) の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「平成 3 2 年 3 月 3 1 日」を「令和 5 年 3 月 3 1 日」に改め
る。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議第10号

瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和2年2月27日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例

瑞浪市国民健康保険条例（昭和34年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第15条の6中「61万円」を「63万円」に改める。

第15条の12中「16万円」を「17万円」に改める。

第20条第1項中「61万円」を「63万円」に改め、同項第2号中「28万円」を「28万5千円」に改め、同項第3号中「51万円」を「52万円」に改め、同条第3項中「61万円」を「63万円」に改め、同条第4項中「61万円」を「63万円」に、「16万円」を「17万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の瑞浪市国民健康保険条例の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議第 1 1 号

瑞浪市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 2 月 2 7 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市介護保険条例の一部を改正する条例

瑞浪市介護保険条例（平成 1 2 年条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「2 2, 9 1 0 円」を「1 8, 3 3 0 円」に改め、同条第 3 項中「3 8, 1 8 0 円」を「3 0, 5 4 0 円」に改め、同条第 4 項中「4 4, 2 8 0 円」を「4 2, 7 6 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の瑞浪市介護保険条例の規定は、令和 2 年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議第 1 2 号

瑞浪市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市監査委員条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 2 月 2 7 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市監査委員条例の一部を改正する条例

瑞浪市監査委員条例（平成 2 0 年条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「第 2 4 3 条の 2 第 3 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 2 第 3 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議第13号

瑞浪市における再生可能エネルギー発電設備の設置と自然環境等の保全との調和に関する条例の制定について

瑞浪市における再生可能エネルギー発電設備の設置と自然環境等の保全との調和に関する条例を次のように制定するものとする。

令和2年2月27日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市における再生可能エネルギー発電設備の設置と自然環境等の保全との調和に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、再生可能エネルギー源を利用した大規模な発電設備の建設やそれに伴う山林の伐採、土地の造成等が自然環境及び自然景観に及ぼす影響に鑑み、再生可能エネルギー発電設備の設置と瑞浪市の恵まれた自然環境、美しい景観及びそれらの恵沢を享受し安心して暮らすことのできる生活環境の保全との調和を図るために必要な事項を定めることにより、もって人と自然が共生する豊かな地域社会の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生可能エネルギー源 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）第2条第4項に規定するエネルギー源をいう。
- (2) 再生可能エネルギー発電設備 再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備をいう。

- (3) 事業計画 再エネ特措法第9条第1項に規定する再生可能エネルギー発電事業計画又は電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成28年法律第59号。以下「再エネ特措法改正法」という。）附則第4条第2項（再エネ特措法改正法附則第5条第4項及び第6条第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により提出する再エネ特措法第9条第2項各号に掲げる事項を記載した書類をいう。
- (4) 事業 再エネ特措法第9条第1項に規定する再生可能エネルギー発電事業に係る再生可能エネルギー発電設備の設計及び施工、保守点検及び維持管理並びに撤去及び処分をいう。
- (5) 事業者 事業計画を作成しようとする者、再エネ特措法第9条第3項の規定による事業計画の認定を受けて事業を行う者又は再エネ特措法改正法附則第4条第1項、第5条第3項若しくは第6条第3項の規定により再エネ特措法第9条第3項の認定を受けたものとみなされる者をいう。
- (6) 工事施行者 事業に関する工事を施行する者をいう。
- (7) 事業区域 事業を行う一団の土地（継続的又は一体的に事業を行う土地を含む。）をいう。
- (8) 周辺区域 事業区域の境界から100メートル以内の区域をいう。
- (9) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (10) 地域住民等 事業区域に隣接する土地又はその土地に立地する建築物の所有者、周辺区域に居住する住民及び事業区域又は周辺区域が活動範囲に含まれる地縁団体をいう。

（適用事業）

第3条 この条例の規定は、次に掲げる再生可能エネルギー発電設備に係る事業に適用する。ただし、建築物の屋根又は屋上で行う事業は、この限りでない。

- (1) 太陽光を再生可能エネルギー源とする再生可能エネルギー発電設備のうち、事業区域の面積が1,000平方メートル以上のもの又は事業区域の発電設備の出力が50キロワット以上のもの

- (2) その他市長が定める再生可能エネルギー発電設備
(事業抑制区域)

第4条 市長は、次に掲げる市内の区域について、事業の実施の抑制を事業者に依頼することのできる区域（以下「事業抑制区域」という。）として指定することができる。

- (1) 自然環境が良好であり、かつ、特色ある景観を保全する必要があると認められる区域
- (2) 歴史的又は文化的な特色を有する景観を保全する必要があると認められる区域
- (3) 災害の危険性が高く、再生可能エネルギー発電設備の設置又は山林の伐採、盛土若しくは切土等の造成工事を制限する必要があると認められる区域
- (4) 農林水産業の生産活動が営まれる区域であって、農地又は山林として保全する必要があると認められる区域
- (5) 生活環境を保全する必要があると認められる区域
- (6) その他市長が必要と認める区域

2 市長は、前項の規定により事業抑制区域の指定を行ったときは、その旨を告示するものとし、当該事業抑制区域の指定は、当該告示によってその効力を生じるものとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、事業抑制区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

4 第2項の規定は、前項の規定による事業抑制区域の変更又はその指定の解除について準用する。この場合において、第2項中「前項」とあるのは「次項」と、「指定」とあるのは「変更又はその指定の解除」と読み替えるものとする。

(事業抑制の依頼)

第5条 市長は、事業者が、事業抑制区域において事業を実施しようとしていると知ったときは、当該事業の実施の抑制を依頼することができる。

2 事業者は、前項の規定による依頼があったときは、依頼のあった日から起算して30日以内に、事業を実施するかどうかについて文書で市長に回答しなければならない。

(事業計画の調整)

第6条 事業者は、第3条に定める適用事業について事業計画を作成しようとするときは、再エネ特措法第9条第1項の規定による事業計画の認定の申請又は再エネ特措法改正法附則第4条第2項の規定による事業計画の提出をする前に、次に掲げる事項について、規則で定めるところにより当該事業計画に盛り込むよう市長と調整しなければならない。

- (1) 事業の概要
- (2) 事業区域の位置及び範囲
- (3) 事業区域及びその周辺区域における環境調査の内容
- (4) 事業に係る設計における配慮事項
- (5) 事業に係る施工における配慮事項
- (6) 再生可能エネルギー発電設備の保守点検及び維持管理に関する事項
- (7) 再生可能エネルギー発電設備の撤去及び処分に関する事項
- (8) 土砂等の流出及び崩壊を防止する計画
- (9) 生活環境の保全のための措置
- (10) 景観保全のための措置
- (11) その他市長が必要と認める事項

2 事業者は、事業区域に事業抑制区域を含む事業について事業計画を作成しようとするときは、前項の規定による市長との調整において、同項に規定する事項に加えて、次に掲げる事項（当該事業計画に係る事業によって影響が生じるものに限る。）について、当該事業計画に盛り込むよう市長と調整しなければならない。

- (1) 想定される影響
- (2) 想定される影響への対策

3 事業が瑞浪市土地開発事業及び特殊建築物に関する条例（平成13年条例第16号。以下「土地開発条例」という。）の適用を受ける土地開発事業を伴う場合にあつては、土地開発条例第4条に定める協議の内容については、前2項の規定による調整を経たものでなければならない。

4 事業者は、事業計画の内容について市長との調整を終えたときは、当該事業計画に、規則で定める書類を添付して、速やかに市長に提出しなけれ

ばならない。

5 市長は、前項の規定により提出された事業計画について、適当であると認めるときは、規則で定めるところにより、事業者に通知するものとする。

6 事業者は、前項の規定による通知があったときは、速やかに、規則で定めるところにより、地域住民等を対象にした説明会（以下「住民説明会」という。）を開催し、当該事業計画の内容について地域住民等の理解を得るよう努めなければならない。

7 事業者は、第5項の規定による通知を受けた日から次条第1項の規定による届出の日までの間において住民説明会を踏まえて事業計画を変更するときは、事業計画のうち変更のある書類をあらかじめ市長に提出しなければならない。

（事業計画の届出）

第7条 事業者は、前条第1項から第3項までの規定による調整を経た事業計画について、再エネ特措法第9条第1項の規定による認定の申請をしたとき又は再エネ特措法改正法附則第4条第2項の規定による提出をしたときは、速やかに、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

2 事業者は、再エネ特措法第9条第3項の規定による認定の通知を受けたときは、速やかに当該通知の写しを市長に提出しなければならない。

3 前項の規定により認定通知書の写しを市長に提出した事業者は、事業計画に定める事業に係る工事に着手するまでの間に、規則で定めるところにより住民説明会を開催し、当該事業について地域住民等の理解を得るよう努めなければならない。

4 事業者は、第1項の規定により届け出た事項を変更するときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

5 前条の規定は、前項の規定による届出に、同条第1項から第3項までの規定により調整した内容が含まれる場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれの同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1項	第3条に定める適用事業について事業計画を作成しよ	次条第4項の規定による届出に、この項から第3項までの
-----	--------------------------	----------------------------

	うとするとき	規定により調整した内容が含まれるとき
	第9条第1項	第10条第1項
	認定の申請又は再エネ特措法改正法附則第4条第2項の規定による事業計画の提出をする前	変更に係る認定の申請又は第8条の規定による工事の届出の前のいずれか早いとき
	次に掲げる事項	次に掲げる事項のうち変更する事項
第2項	前項の規定による	次条第5項の規定により読み替えて準用する前項の規定による
	同項に規定する事項	同項に規定する事項のうち変更する事項
	次に掲げる事項	次に掲げる事項のうち変更する事項

6 前項前段の規定にかかわらず、規則で定める変更の場合は、事業者は、市長との調整を省略することができる。

(工事の届出)

第8条 事業者は、前条第1項の規定により事業計画を届け出た後、事業のうち、施工、撤去及び処分に係る工事に着手しようとするとき又は当該工事を完了したときは、規則で定めるところにより、その都度、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。当該工事を廃止し、若しくは2月以上中断しようとするとき又は中断した工事を再開したときも同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、事業者は、災害又は非常の事態の発生により、工事を緊急に行う必要がある場合は、届出を行い得る状態となったときに速やかに届け出なければならない。

(現場の確認)

第9条 市長は、前条に規定する届出があったときは、市職員等のうちから市長が指名する者（以下「監視員」という。）に現場を確認させるものと

する。

2 事業者は、前項の規定による現場の確認に協力しなければならない。

(標識の設置)

第10条 事業者は、再生可能エネルギー発電設備について、規則で定める標識を再生可能エネルギー発電設備の外部又は事業区域内の公衆の見えやすい場所に設置しなければならない。

2 前項の規定により標識を設置する期間は、第6条第5項の規定による通知があったときから事業が完了するまでの間とする。

(関係書類の閲覧)

第11条 市長は、第6条の規定による事業計画の調整を完了したときから当該事業計画に基づく事業が完了するまでの間、第5条から第8条まで及び次条の規定に基づき事業者から市に提出された書類（以下「関係書類」という。）を、閲覧に供することができる。

2 関係書類を閲覧しようとする者は、規則で定めるところによりあらかじめ市長に申し出なければならない。

(報告及び立入調査等)

第12条 市長は、第7条の規定による届出のあった事業計画に従って事業が履行されているかどうかを確認するために、次に掲げる事項について、事業者に対し毎年報告を求めるものとする。

(1) 再生可能エネルギー発電設備の保守点検の実施状況

(2) 生活環境及び景観の保全のための措置の実施状況

(3) 再生可能エネルギー発電設備の撤去及び処分に係る費用の準備状況

(4) その他市長が定めた事項

2 市長は、前項の規定による確認のため、監視員に当該事業に係る事業区域に立ち入らせ、若しくは当該事業に関する事項について調査させ、又は事業者及び工事施行者（以下「関係者」という。）に意見を聴くことができるほか、必要があると認めるときは、事業者に対し同項の報告に関する詳細な説明又は資料の提出を求めることができる。

3 監視員は、前項の規定により立入調査を行うときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の求めに応じ提示しなければならない。

4 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導、助言又は勧告)

第13条 市長は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、事業者に対し指導又は助言を行うことができる。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるように勧告することができる。

(1) 第6条第1項から第4項まで及び第7項に規定する手続を経ずに、再エネ特措法第9条第1項の規定による事業計画の認定の申請をした者又は再エネ特措法改正法附則第4条第2項の規定による事業計画の提出をした者

(2) 第6条第6項又は第7条第3項に規定する住民説明会を開催しない者

(3) 第7条第1項及び第4項の規定による届出をせず、又は同条第2項の規定による提出をせずに工事に着工した者

(4) 虚偽の届出をした者

(5) 前条第1項若しくは第2項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(6) 正当な理由がなく、前項の規定による指導又は助言に従わなかった者

(違反事実の公表等)

第14条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由がなく当該勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該事業者の氏名(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)及び当該勧告の内容について、経済産業省に報告するとともに、公表することができる。ただし、経済産業省への報告及び公表をしようとするときは、あらかじめ事業者に対して、その理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例の規定（次項の規定を除く。）は、この条例の施行の日以後に、再エネ特措法第9条第1項の規定による事業計画の認定の申請又は再エネ特措法改正法附則第4条第2項の規定による事業計画の提出をしようとする事業者が行う事業のうち、第3条に規定する適用事業に該当する事業に適用する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日までに、第3条に規定する適用事業に相当する事業に係る事業計画について、再エネ特措法第9条第1項の規定による認定の申請をしている事業者又は再エネ特措法改正法附則第4条第2項の規定による提出をしている事業者は、この条例の趣旨にのっとり、地域住民等の理解を得られるよう、この条例に定める手続き等を例として、できる限りの対応をするよう配慮しなければならない。
- 4 この条例の施行の日までに、再エネ特措法改正法附則第4条第2項の規定による事業計画の提出をしていない事業者であって、既に事業のうち施工に係る工事に着手している事業者は、第6条の規定による調整を経て、再エネ特措法改正法附則第4条第2項の規定による事業計画の提出をするまでの間は、当該工事を中断するよう配慮するものとする。
- 5 この条例の施行の日までに、再エネ特措法改正法附則第4条第2項の規定による事業計画の提出をしていない事業者であって、事業のうち施工に係る工事に着手していない事業者は、第6条の規定による調整を経て、再エネ特措法改正法附則第4条第2項の規定による事業計画の提出をするまでの間は、当該工事に着手しないよう配慮するものとする。

議第 1 4 号

瑞浪市土地開発事業及び特殊建築物に関する条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市土地開発事業及び特殊建築物に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 2 月 2 7 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市土地開発事業及び特殊建築物に関する条例の一部を改正する条例

瑞浪市土地開発事業及び特殊建築物に関する条例（平成 1 3 年条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「土地開発事業」の次に「、瑞浪市における再生可能エネルギー発電設備の設置と自然環境等の保全との調和に関する条例（令和 年条例第 号）の適用を受ける事業」を加える。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議第15号

瑞浪市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和2年2月27日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

瑞浪市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和58年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議第 16 号

瑞浪市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 2 月 27 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市手数料条例の一部を改正する条例

瑞浪市手数料条例（平成 12 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 1 の部 8 の項金額の欄イ中「又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器」を「、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素自動車燃料装置用容器」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議第 17 号

瑞浪市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

瑞浪市固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により議会の同意を求める。

令和 2 年 2 月 27 日 提出

瑞浪市長 水野 光 二

氏 名	住 所	生 年 月 日
小木曾 正 敏	※ ※ ※ ※ ※	※ ※ ※ ※

議第18号

北野辺地に係る総合整備計画の策定について

北野地区住民の生活文化水準の向上を図るため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により、北野辺地に係る総合整備計画を次のように定めるものとする。

令和2年2月27日 提出

瑞浪市長 水野光二

北野辺地に係る総合整備計画

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

瑞浪市日吉町字愛坂・藤並・松井・八瀬沢・一ツ屋・向イ・上垣外・中屋・中垣外・霜向・白下・太寫・藤垣外

(2) 地域の中心の位置

瑞浪市日吉町字八瀬沢6261番地174

(3) 辺地の人口

94人

(4) 辺地の面積

4.0km²

(5) 辺地度点数

148点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当地域は、公共施設や医療施設等までの距離が遠く、しかも道幅が狭く、通勤、通学等に不便をきたしているため、生活道路の改良を図ることで、生活上の利便性の向上を図る。

3 公共的施設の整備計画

令和2年度から令和6年度までの5年間

(単位 千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
道路 (市道南垣外・北野線、 市道欠ノ下・塚本線、 市道前田・木ノ下線)	瑞浪市	1,017,000	0	1,017,000	1,017,000

議第19号

多治見市と瑞浪市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、多治見市と瑞浪市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約を次のとおり変更することについて、多治見市と協議することにつき、同条第3項の規定において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により議会の議決を求める。

令和2年2月27日 提出

瑞浪市長 水野光二

多治見市と瑞浪市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約の一部を改正する規約

多治見市と瑞浪市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約の一部を次のように改正する。

第2条第1号ア中「住民票の写し」の次に「及び同法第15条の4第1項に規定する除票の写し」を加え、同条第2号ア中「調製されたもの」の次に「及び同法第21条の3第1項に規定する戸籍の附票の除票の写しのうち、同法第21条第2項の規定により調製されたもの」を加える。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

議第 20 号

中津川市と瑞浪市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 2 項の規定により、中津川市と瑞浪市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約を次のとおり変更することについて、中津川市と協議することにつき、同条第 3 項の規定において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定により議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 27 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

中津川市と瑞浪市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約の一部を改正する規約

中津川市と瑞浪市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号ア中「住民票の写し」の次に「及び同法第 15 条の 4 第 1 項に規定する除票の写し」を加え、同条第 2 号ア中「調製されたもの」の次に「及び同法第 21 条の 3 第 1 項に規定する戸籍の附票の除票の写しのうち、同法第 21 条第 2 項の規定により調製されたもの」を加える。

附 則

この規約は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議第 2 1 号

瑞浪市と恵那市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約
の変更に関する協議について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 4 第 2 項の規定により、瑞浪市と恵那市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約を次のとおり変更することについて、恵那市と協議することにつき、同条第 3 項の規定において準用する同法第 2 5 2 条の 2 の 2 第 3 項の規定により議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 2 7 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市と恵那市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約
の一部を改正する規約

瑞浪市と恵那市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号ア中「住民票の写し」の次に「及び同法第 1 5 条の 4 第 1 項に規定する除票の写し」を加え、同条第 2 号ア中「調製されたもの」の次に「及び同法第 2 1 条の 3 第 1 項に規定する戸籍の附票の除票の写しのうち、同法第 2 1 条第 2 項の規定により調製されたもの」を加える。

附 則

この規約は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議第 2 2 号

瑞浪市と土岐市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約
の変更に関する協議について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 4 第 2 項の規定により、瑞浪市と土岐市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約を次のとおり変更することについて、土岐市と協議することにつき、同条第 3 項の規定において準用する同法第 2 5 2 条の 2 の 2 第 3 項の規定により議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 2 7 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市と土岐市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約
の一部を改正する規約

瑞浪市と土岐市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号ア中「住民票の写し」の次に「及び同法第 1 5 条の 4 第 1 項に規定する除票の写し」を加え、同条第 2 号ア中「調製されたもの」の次に「及び同法第 2 1 条の 3 第 1 項に規定する戸籍の附票の除票の写しのうち、同法第 2 1 条第 2 項の規定により調製されたもの」を加える。

附 則

この規約は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議第 2 3 号

土岐川防災ダム一部事務組合格約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、土岐川防災ダム一部事務組合の規約を次のとおり変更することについて、関係地方公共団体が協議することにつき、同法第 2 9 0 条の規定により議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 2 7 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

土岐川防災ダム一部事務組合格約の一部を改正する規約

土岐川防災ダム一部事務組合格約（昭和 4 0 年岐阜県指令地第 5 1 9 5 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 5 項中「2 年とする」を「、当該市の監査委員としての任期による」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、岐阜県知事の許可のあった日から施行する。

（経過措置）

2 この規約による改正後の規定は、この規約の施行の日以後に任命される監査委員について適用し、同日前に任命された監査委員については、なお従前の例による。

議第 2 4 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約の締結をしたいので、瑞浪市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 8 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 2 7 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 瑞浪市クリーンセンター改修工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 1 6 5 , 0 0 0 , 0 0 0 円 |
| 4 契約の相手方 | 瑞浪市南小田町 3 丁目 3 0 6 番地
板垣建設株式会社 瑞浪支店
支店長 越 智 剛 |

議第25号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約の締結をしたいので、瑞浪市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第8号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年2月27日 提出

瑞浪市長 水野 光 二

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 旧瑞陵中学校解体及び瑞浪北中学校グラウンド管理棟他新築工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 196,900,000円 |
| 4 契約の相手方 | 中津川市加子母1005番地
株式会社中島工務店
代表取締役 中島 紀子 |

議第 26 号

瑞浪市農業委員会の委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を 4 分の 1 以上とすることにつき同意を求めることについて

瑞浪市農業委員会の委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を 4 分の 1 以上としたいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 5 項ただし書及び農業委員会等に関する法律施行規則（昭和 26 年農林省令第 23 号）第 2 条第 2 号の規定により、議会の同意を求める。

令和 2 年 2 月 27 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

議第 27 号

令和元年度瑞浪市一般会計補正予算（第 4 号）

令和元年度瑞浪市の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 264,000 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 15,915,400 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。）第 212 条第 1 項の規定による継続費の変更は、「第 2 表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 3 条 既定の繰越明許費の追加は、「第 3 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 既定の地方債の追加及び変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 2 年 2 月 27 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1市 税		5,234,800	68,000	5,302,800
	1市民税	2,096,900	40,000	2,136,900
	2固定資産税	2,509,800	20,000	2,529,800
	3軽自動車税	107,000	3,000	110,000
	4市たばこ税	234,000	5,000	239,000
2地方譲与税		174,600	4,300	178,900
	1地方揮発油 譲与税	49,000	△3,000	46,000
	2自動車重量 譲与税	119,000	7,000	126,000
	3森林環境 譲与税	6,600	300	6,900
3利子割交付金		11,000	△5,500	5,500
	1利子割 交付金	11,000	△5,500	5,500
4配当割交付金		18,000	4,000	22,000
	1配当割 交付金	18,000	4,000	22,000
5株式等譲渡 所得割交付金		15,000	△4,000	11,000
	1株式等譲渡 所得割交付	15,000	△4,000	11,000
7ゴルフ場利用 税交付金		167,000	3,000	170,000
	1ゴルフ場利 用税交付金	167,000	3,000	170,000
8自動車取得税 交付金		24,000	3,500	27,500
	1自動車取得 税交付金	24,000	3,500	27,500
13分担金及び 負担金		51,277	603	51,880
	1分担金	8,629	603	9,232
14使用料及び 手数料		354,135	△3,914	350,221
	2手数料	165,344	△3,914	161,430
15国庫支出金		2,090,250	△24,642	2,065,608
	1国庫負担金	1,095,861	△29,136	1,066,725
	2国庫補助金	986,923	4,494	991,417
16県支出金		1,285,403	△125,260	1,160,143
	1県負担金	540,962	△26,841	514,121
	2県補助金	642,171	△98,441	543,730
	3委託金	102,270	22	102,292

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
17 財産収入		400,831	1,245	402,076
	1 財産収入 運用収入	91,067	36	91,103
	2 財産収入 売却収入	309,764	1,209	310,973
18 寄附金		100,569	△33,790	66,779
	1 寄附金	100,569	△33,790	66,779
19 繰入金		255,054	△69,625	185,429
	1 基金繰入金	228,813	△70,380	158,433
	2 財産区 繰入金	26,241	△145	26,096
	3 特別会計 繰入金	0	900	900
21 諸収入		258,244	11,983	270,227
	4 雑収入	146,938	11,983	158,921
22 市債		1,219,900	△93,900	1,126,000
	1 市債	1,219,900	△93,900	1,126,000
歳入合計		16,179,400	△264,000	15,915,400

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		175,762	△2,016	173,746
	1 議会費	175,762	△2,016	173,746
2 総務費		2,489,954	123,506	2,613,460
	1 総務管理費	2,143,660	117,803	2,261,463
	3 戸籍住民 基本台帳費	81,629	5,703	87,332
3 民生費		4,860,341	△71,754	4,788,587
	1 社会福祉費	2,720,025	△21,374	2,698,651
	2 児童福祉費	1,926,846	△50,380	1,876,466
4 衛生費		1,376,764	△33,064	1,343,700
	1 保健衛生費	372,656	△7,501	365,155
	2 清掃費	903,138	△20,098	883,040
	3 環境費	100,970	△5,465	95,505
5 労働費		15,228	△503	14,725
	1 労働諸費	15,228	△503	14,725
6 農林水産業費		625,055	△103,150	521,905
	1 農業費	585,569	△98,701	486,868
	2 林業費	39,486	△4,449	35,037
7 商工費		461,003	△22,315	438,688
	1 商工費	461,003	△22,315	438,688
8 土木費		1,338,508	△16,334	1,322,174
	2 道路橋梁費	660,949	10,968	671,917
	3 河川費	155,412	△6,991	148,421
	4 都市計画費	343,642	△19,038	324,604
	5 住宅費	141,839	△1,273	140,566
9 消防費		988,166	△85,481	902,685
	1 消防費	988,166	△85,481	902,685
10 教育費		1,620,412	△17,150	1,603,262
	2 小学校費	281,326	△5,500	275,826
	3 中学校費	196,218	△4,700	191,518
	4 幼稚園費	200,944	△1,200	199,744
	5 社会教育費	430,505	△2,550	427,955
	6 保健体育費	264,752	△3,200	261,552

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 災害復旧費		8,380	△4,639	3,741
	1 土木施設 災害復旧費	6,300	△4,639	1,661
13 諸支出金		593,817	△31,100	562,717
	1 公営企業費	593,817	△31,100	562,717
歳出合計		16,179,400	△264,000	15,915,400

第2表 継続費補正

(単位:千円)

款		項		事業名	区分	総額	年度	年割額
9	消防費	1	消防費	防災行政無線更新事業	変更前	521,786	平成30年度	486
							令和元年度	264,100
							令和2年度	257,200
					変更後	363,839	平成30年度	486
							令和元年度	184,679
							令和2年度	178,674

第3表 繰越明許費補正

(追加)

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋梁費	市道等整備交付金事業	11,100
8 土木費	2 道路橋梁費	明賀台残土処分場整備事業	10,000
8 土木費	4 都市計画費	狭あい道路整備等促進事業	14,137
8 土木費	4 都市計画費	瑞浪駅前周辺再開発事業	9,784
8 土木費	4 都市計画費	道の駅整備事業	1,000
8 土木費	4 都市計画費	区画整理事務経費	1,000
11 災害復旧費	2 農林水産業施設 災害復旧費	農業用施設補助災害復旧事業	2,080

第4表 地方債補正

(追加)

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市道等整備 交付金事業	5,500	普通貸借 又は証券発行	年3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(変更)

(単位:千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般会計出資債	32,300	普通貸借 又は証券発行	年3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。	28,100	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
市民公園施設 整備事業	13,000				9,000			
消防団拠点施設 建設事業	60,800				56,400			
消防車両・救急車両等 更新事業(単独)	23,800				18,000			
防災行政無線 更新事業	264,000				184,600			
過年土木施設 補助災害復旧事業	1,800				200			

議第 28 号

令和元年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和元年度瑞浪市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。なお、改元日以降の平成 31 年度予算における元号の表示について、「令和」に統一する。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 800 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 494,900 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 2 月 27 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		126,300	△1,600	124,700
	1 一般会計 繰入金	126,300	△1,600	124,700
6 諸収入		640	800	1,440
	2 雑入	600	800	1,400
歳入合計		495,700	△800	494,900

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療 広域連合納付金		467,426	△800	466,626
	1 後期高齢者医療 広域連合納付金	467,426	△800	466,626
歳出合計		495,700	△800	494,900

議第 29 号

令和元年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和元年度瑞浪市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 64,400 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,675,500 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 2 月 27 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険料		697,530	△13,470	684,060
	1 一般被保険者国民健康保険料	694,560	△12,400	682,160
	2 退職被保険者等国民健康保険料	2,970	△1,070	1,900
3 県支出金		2,528,395	66,029	2,594,424
	1 県補助金	2,528,395	66,029	2,594,424
5 繰入金		325,326	10,074	335,400
	1 一般会計繰入金	263,952	△6,552	257,400
	2 基金繰入金	61,374	16,626	78,000
7 諸収入		2,730	1,767	4,497
	1 雑入	2,730	1,767	4,497
歳入合計		3,611,100	64,400	3,675,500

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		2,479,096	64,400	2,543,496
	1 療養諸費	2,168,790	43,100	2,211,890
	2 高額療養費	296,200	23,901	320,101
	4 任意給付費	14,006	△2,601	11,405
3 国民健康保険事業費納付金		986,076	0	986,076
	1 医療給付費分	698,046	0	698,046
	2 後期高齢者支援金等分	219,465	0	219,465
	3 介護納付金分	68,565	0	68,565
4 保健事業費		28,396	0	28,396
	1 保健事業費	7,409	0	7,409
	2 特定健康診査等事業費	20,987	0	20,987
歳出合計		3,611,100	64,400	3,675,500

議第 30 号

令和元年度瑞浪市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

令和元年度瑞浪市の介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,600 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,542,900 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 2 月 27 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		789,161	5,600	794,761
	2 国庫補助金	220,249	5,600	225,849
歳入合計		3,537,300	5,600	3,542,900

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 基金積立金		47,000	5,600	52,600
	1 基金積立金	47,000	5,600	52,600
4 地域支援費 事業		218,425	0	218,425
	2 一般介護 予防事業費	35,883	0	35,883
	3 包括的支援事業 ・任意事業費	78,265	0	78,265
歳出合計		3,537,300	5,600	3,542,900

議第 3 1 号

令和元年度瑞浪市介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和元年度瑞浪市の介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。なお、改元日以降の平成 3 1 年度予算における元号の表示について、「令和」に統一する。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1, 8 0 0 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5, 3 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 2 月 2 7 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 サービス収入		5,369	△338	5,031
	1 予防給付費収入	5,369	△338	5,031
2 繰入金		1,731	△1,462	269
	1 一般会計繰入金	1,731	△1,462	269
歳入合計		7,100	△1,800	5,300

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業費		6,600	△2,200	4,400
	1 居宅介護支援事業費	6,600	△2,200	4,400
2 予備費		500	△500	0
	1 予備費	500	△500	0
3 諸支出金		0	900	900
	1 償還金	0	900	900
歳出合計		7,100	△1,800	5,300

議第 3 2 号

令和元年度瑞浪市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和元年度瑞浪市の駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。なお、改元日以降の平成 3 1 年度予算における元号の表示について、「令和」に統一する。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4, 4 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 6, 3 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 2 月 2 7 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		40,500	1,324	41,824
	1 使用料	40,500	1,324	41,824
2 繰入金		700	△700	0
	1 基金繰入金	700	△700	0
3 繰越金		700	3,764	4,464
	1 繰越金	700	3,764	4,464
4 財産収入		0	12	12
	1 財産運用収入	0	12	12
歳入合計		41,900	4,400	46,300

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 駐車場事業費		30,325	△76	30,249
	1 駐車場管理費	30,325	△76	30,249
3 予備費		500	0	500
	1 予備費	500	0	500
4 基金積立金		0	4,476	4,476
	1 基金積立金	0	4,476	4,476
歳出合計		41,900	4,400	46,300

議第33号

令和元年度瑞浪市水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和元年度瑞浪市水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和元年度瑞浪市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第4号中「72,000千円」を「69,380千円」に、「78,000千円」を「72,000千円」に、「130,229千円」を「117,809千円」に改める。

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条中収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款 水道事業収益	1,150,300千円	△13,200千円	1,137,100千円
第2項 営業外収益	217,724千円	△13,200千円	204,524千円
第1款 水道事業費用	1,134,200千円	△21,700千円	1,112,500千円
第1項 営業費用	1,098,869千円	△25,050千円	1,073,819千円
第2項 営業外費用	31,104千円	3,500千円	34,604千円
第3項 特別損失	227千円	△150千円	77千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条中「331,900千円」を「313,900千円」に、「19,803千円」を「17,925千円」に、「312,097千円」を「295,975千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款 資本的収入	128,500千円	△3,200千円	125,300千円

第3項	出資金	71,927千円	△4,200千円	67,727千円
第4項	補助金	25,666千円	1,000千円	26,666千円
		支	出	
第1款	資本的支出	460,400千円	△21,200千円	439,200千円
第1項	建設改良費	286,574千円	△21,200千円	265,374千円
	(他会計からの補助金)			

第5条 予算第9条中「66,324千円」を「46,324千円」に改める。

令和2年2月27日 提出

瑞浪市長 水野光二

議第34号

令和元年度瑞浪市下水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和元年度瑞浪市下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和元年度瑞浪市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条中収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第1款 下水道事業収益	1,183,400千円	△15,900千円	1,167,500千円
第2項 営業外収益	637,444千円	△15,900千円	621,544千円
	支 出		
第1款 下水道事業費用	1,177,000千円	△16,300千円	1,160,700千円
第1項 営業費用	1,040,005千円	△17,000千円	1,023,005千円
第2項 営業外費用	133,677千円	1,500千円	135,177千円
第3項 特別損失	1,318千円	△800千円	518千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
（1） 職員給与費	117,054千円	△1,000千円	116,054千円

（他会計からの補助金）

第4条 予算第10条中「39,899千円」を「37,999千円」に改める。

令和2年2月27日 提出

瑞浪市長 水野光二

議第35号

令和2年度瑞浪市一般会計予算

令和2年度瑞浪市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15,533,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の間の流用

令和2年2月27日 提出

瑞浪市長 水野光二

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1市	税	5,208,940
	1市民税	2,124,100
	2固定資産税	2,439,000
	3軽自動車税	115,100
	4市たばこ税	239,000
	5鉱産税	10
	6入湯税	730
	7都市計画税	291,000
2地方譲与税		191,600
	1地方揮発油譲与税	47,000
	2自動車重量譲与税	130,000
	3森林環境譲与税	14,600
3利子割交付金		5,000
	1利子割交付金	5,000
4配当割交付金		22,000
	1配当割交付金	22,000
5株式等譲渡所得割交付金		14,000
	1株式等譲渡所得割交付金	14,000
6法人事業税交付金		23,000
	1法人事業税交付金	23,000
7地方消費税交付金		830,000
	1地方消費税交付金	830,000
8ゴルフ場利用税交付金		170,000
	1ゴルフ場利用税交付金	170,000
9環境性能割交付金		24,000
	1環境性能割交付金	24,000
10地方特例交付金		30,000
	1地方特例交付金	30,000
11地方交付税		2,900,000
	1地方交付税	2,900,000

(単位：千円)

款	項	金額
12 交通安全対策特別交付金		4,000
	1 交通安全対策特別交付金	4,000
13 分担金及び負担金		36,752
	1 分担金	9,231
	2 負担金	27,521
14 使用料及び手数料		343,536
	1 使用料	177,842
	2 手数料	165,694
15 国庫支出金		1,970,551
	1 国庫負担金	1,107,551
	2 国庫補助金	856,385
	3 委託金	6,615
16 県支出金		984,009
	1 県負担金	551,840
	2 県補助金	335,225
	3 委託金	96,944
17 財産収入		101,755
	1 財産運用収入	90,184
	2 財産売払収入	11,571
18 寄附金		80,110
	1 寄附金	80,110
19 繰入金		1,009,376
	1 基金繰入金	971,132
	2 財産区繰入金	38,244
20 繰越金		100,000
	1 繰越金	100,000
21 諸収入		273,871
	1 延滞金、加算金及び過料	5,913
	2 市預金利息	2
	3 貸付金元利収入	104,749
	4 雑収入	163,207

(単位：千円)

款	項	金額	
22市	債	1,210,500	
	1市	債	1,210,500
自動車取得税交付金		0	
	自動車取得税交付金	0	
歳入	合計	15,533,000	

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		174,579
	1 議会費	174,579
2 総務費		1,635,124
	1 総務管理費	1,271,721
	2 徴税費	190,188
	3 戸籍住民基本台帳費	113,173
	4 選挙費	27,753
	5 統計調査費	24,099
	6 監査委員費	8,190
3 民生費		4,842,563
	1 社会福祉費	2,691,745
	2 児童福祉費	1,937,425
	3 生活保護費	212,893
	4 災害救助費	500
4 衛生費		1,704,485
	1 保健衛生費	380,908
	2 清掃費	1,231,208
	3 環境費	92,369
5 労働費		14,982
	1 労働諸費	14,982
6 農林水産業費		356,492
	1 農業費	305,842
	2 林業費	50,650
7 商工費		677,003
	1 商工費	677,003
8 土木費		1,214,755
	1 土木管理費	45,371
	2 道路橋梁費	697,102
	3 河川費	112,782
	4 都市計画費	256,657
	5 住宅費	102,843

(単位：千円)

款	項	金額
9 消 防 費		841,881
	1 消 防 費	841,881
10 教 育 費		1,819,784
	1 教 育 総 務 費	290,947
	2 小 学 校 費	218,751
	3 中 学 校 費	478,990
	4 幼 稚 園 費	211,673
	5 社 会 教 育 費	375,989
	6 保 健 体 育 費	243,434
11 災 害 復 旧 費		15,820
	1 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費	15,820
	土 木 施 設 災 害 復 旧 費	0
12 公 債 費		1,634,090
	1 公 債 費	1,634,090
13 諸 支 出 金		581,442
	1 公 営 企 業 費	581,442
14 予 備 費		20,000
	1 予 備 費	20,000
歳 出 合 計		15,533,000

第2表 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
移住定住促進奨励金 (令和2年度決定分)	令和3年度から 令和6年度まで	瑞浪市移住促進 奨励金交付規則 第4条の規定による額
移住促進奨励金 (令和2年度決定分)	令和3年度から 令和4年度まで	瑞浪市移住促進 奨励金交付規則 第4条の規定による額
三世同居・近居世帯定住奨励金 (令和2年度決定分)	令和3年度から 令和6年度まで	瑞浪市三世同居・近居世帯 定住奨励金交付規則 第5条の規定による額
若者世帯民間賃貸住宅入居奨励金 (令和2年度決定分)	令和3年度から 令和4年度まで	瑞浪市若者世帯民間賃貸住宅 入居奨励金交付規則第4条 及び第5条の規定による額
予 防 接 種 委 託 料	令和2年度から 令和3年度まで	57,191
医師・歯科医師等出務委託料	令和2年度から 令和3年度まで	2,651
予 防 接 種 ワ ク チ ン 購 入 費	令和2年度から 令和3年度まで	25,669
が ん 検 診 等 委 託 料	令和2年度から 令和3年度まで	37,287
血 液 検 査 委 託 料	令和2年度から 令和3年度まで	2,526
企 業 立 地 奨 励 金 (令和2年度指定業者分)	令和2年度から 令和8年度まで	瑞浪市企業立地の促進 及び雇用の拡大に関する条例 第5条の規定による額
空き店舗賃貸借促進奨励金 (令和2年度決定分)	令和3年度から 令和4年度まで	1,000
加 知 奨 学 金 (令和2年度決定分)	令和3年度から 令和7年度まで	18,000
奨 学 金 (令和2年度決定分)	令和3年度から 令和7年度まで	5,400
瑞浪南中学校スクールバス 運行管理業務委託料	令和2年度から 令和7年度まで	78,000
総合文化センター電話機賃借料	令和2年度から 令和3年度まで	60
中山道保存活用計画 策定業務委託料	令和3年度	4,242

第3表 地方債

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般会計出資債	12,500	普通貸借 又は 証券発行	年3.0% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
不燃物最終処分場整備事業	1,500			
混合焼却施設設備改修事業	82,100			
県営事業負担金事業 (県営ため池等整備事業)	2,000			
市道等整備交付金事業	79,100			
南垣外北野線道路改良事業	201,500			
土岐橋架替関連事業	4,600			
瑞浪恵那道路整備関連事業	900			
論栃3号線道路改良事業	17,100			
県営急傾斜地崩壊対策負担事業	1,400			
猿爪川浸水対策事業	90,000			
狭あい道路整備等促進事業	5,500			
市営住宅長寿命化事業	22,500			
消防ポンプ自動車等更新事業	15,600			
消防車両・救急車両等更新事業(単独)	26,100			
防火水槽設置事業	15,000			
防災倉庫整備事業	10,400			
防災行政無線更新事業	178,600			
過年農業用施設補助災害復旧事業	4,100			
臨時財政対策債	440,000			

議第36号

令和2年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和2年度瑞浪市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ542,100千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

令和2年2月27日 提出

瑞浪市長 水野光二

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		391,387
	1 後期高齢者医療保険料	391,387
2 使用料及び手数料		45
	1 手数料	45
3 後期高齢者医療 広域連合支出金		13,984
	1 委託金	13,984
4 繰入金		135,844
	1 一般会計繰入金	135,844
5 繰越金		100
	1 繰越金	100
6 諸収入		740
	1 延滞金、加算金及び過料	40
	2 雑収入	700
歳入合計		542,100

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		14,033
	1 総務管理費	11,862
	2 徴収費	2,171
2 後期高齢者医療金		512,883
	1 後期高齢者医療金	512,883
3 健康事業費		13,984
	1 健康保持増進事業費	13,984
4 諸支出金		700
	1 償還金及び還付加算金	700
5 予備費		500
	1 予備費	500
歳出	合計	542,100

第2表 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
指 定 物 品 等 購 入 費	令 和 2 年 度 か ら 令 和 3 年 度 ま で	70
情 報 処 理 業 務 委 託 料 (単 価 契 約)	令 和 2 年 度 か ら 令 和 3 年 度 ま で	1,270

議第 3 7 号

令和 2 年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計予算

令和 2 年度瑞浪市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3, 4 9 7, 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第 3 条 法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5 0, 0 0 0 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 4 条 法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 2 年 2 月 2 7 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険料		611,090
	1 一般被保険者国民健康保険料	610,930
	2 退職被保険者等国民健康保険料	160
2 使用料及び手数料		300
	1 手数料	300
3 県支出金		2,545,309
	1 県補助金	2,545,309
4 財産収入		253
	1 財産運用収入	253
5 繰入金		328,100
	1 一般会計繰入金	262,100
	2 基金繰入金	66,000
6 繰越金		10,000
	1 繰越金	10,000
7 諸収入		1,948
	1 雑収入	1,948
歳入合計		3,497,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		68,666
	1 総務管理費	68,666
2 保険給付費		2,497,361
	1 療養諸費	2,191,145
	2 高額療養費	292,610
	3 移送費	100
	4 任意給付費	13,506
3 国民健康保険事業費納付金		894,200
	1 医療給付費分	613,200
	2 後期高齢者支援金等分	211,600
	3 介護納付金分	69,400
4 保健事業費		27,743
	1 保健事業費	5,633
	2 特定健康診査等事業費	22,110
5 基金積立金		253
	1 基金積立金	253
6 諸支出金		4,777
	1 償還金及び還付加算金	4,777
7 予備費		4,000
	1 予備費	4,000
歳出合計		3,497,000

第2表 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
指 定 物 品 等 購 入 費	令 和 2 年 度 か ら 令 和 3 年 度 まで	107
情 報 処 理 業 務 委 託 料 (単 価 契 約)	令 和 2 年 度 か ら 令 和 3 年 度 まで	10,400
国 保 デ ー タ ベ ー ス シ ス テ ム 保 守 委 託 料	令 和 2 年 度 か ら 令 和 3 年 度 まで	300
過 誤 調 整 ・ 歯 科 レ セ プ ト 点 検 委 託 料	令 和 2 年 度 か ら 令 和 3 年 度 まで	2,200

議第38号

令和2年度瑞浪市介護保険事業特別会計予算

令和2年度瑞浪市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,467,200千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和2年2月27日 提出

瑞浪市長 水野光二

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 保 險 料		685,794
	1 介 護 保 險 料	685,794
2 使 用 料 及 び 手 数 料		70
	1 手 数 料	70
3 国 庫 支 出 金		802,255
	1 国 庫 負 担 金	578,146
	2 国 庫 補 助 金	224,109
4 支 払 基 金 交 付 金		892,804
	1 支 払 基 金 交 付 金	892,804
5 県 支 出 金		484,692
	1 県 負 担 金	462,660
	2 県 補 助 金	22,032
6 財 産 収 入		300
	1 財 産 運 用 収 入	300
7 繰 入 金		595,187
	1 一 般 会 計 繰 入 金	562,759
	2 基 金 繰 入 金	32,428
8 繰 越 金		5,050
	1 繰 越 金	5,050
9 諸 収 入		1,048
	1 延滞金、加算金及び過料	10
	2 預 金 利 子	10
	3 雑 入	1,028
歳 入 合 計		3,467,200

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		105,046
	1 総務管理費	58,746
	2 徴収費	5,390
	3 介護認定審査会費	40,715
	4 趣旨普及費	195
2 保険給付費		3,202,490
	1 介護サービス等諸費	2,985,940
	2 介護予防サービス等諸費	56,830
	3 その他諸費	2,400
	4 高額介護サービス等費	55,300
	5 特定入所者介護サービス等費	94,120
	6 高額医療合算介護サービス等費	7,900
3 基金積立金		300
	1 基金積立金	300
4 地域支援事業費		153,314
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	96,629
	2 一般介護予防事業費	6,978
	3 包括的支援事業・任意事業費	49,114
	4 その他諸費	593
5 諸支出金		5,050
	1 償還金及び還付加算金	5,050
6 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		3,467,200

第2表 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
指 定 物 品 等 購 入 費	令 和 2 年 度 か ら 令 和 3 年 度 まで	344
情報処理業務委託料(単価契約)	令 和 2 年 度 か ら 令 和 3 年 度 まで	3,200
介護事業適正化支援事業委託料	令 和 2 年 度 か ら 令 和 3 年 度 まで	3,432
認 定 調 査 委 託 料	令 和 2 年 度 か ら 令 和 3 年 度 まで	4,000
訪問型サービスA業務委託料	令 和 2 年 度 か ら 令 和 3 年 度 まで	2,000
介 護 予 防 教 室 委 託 料	令 和 2 年 度 か ら 令 和 3 年 度 まで	2,000
歯 科 医 師 出 務 委 託 料 (高 齢 者 介 護 予 防)	令 和 2 年 度 か ら 令 和 3 年 度 まで	500
さわやか運動教室委託料	令 和 2 年 度 か ら 令 和 3 年 度 まで	1,500
理 学 療 法 士 委 託 料	令 和 2 年 度 か ら 令 和 3 年 度 まで	100
ささエールポイント事業委託料	令 和 2 年 度 か ら 令 和 3 年 度 まで	1,500
生活支援コーディネーター 業 務 委 託 料	令 和 2 年 度 か ら 令 和 3 年 度 まで	3,500
認知症初期集中支援事業 医師派遣業務委託料(単価契約)	令 和 2 年 度 か ら 令 和 3 年 度 まで	100
配食サービス業務委託料	令 和 2 年 度 か ら 令 和 3 年 度 まで	4,000
在 宅 老 人 短 期 入 所 委 託 料	令 和 2 年 度 か ら 令 和 3 年 度 まで	250
徘徊高齢者 位置確認業務委託料	令 和 2 年 度 か ら 令 和 3 年 度 まで	100
在宅歯科医療連携窓口設置委託料	令 和 2 年 度 か ら 令 和 3 年 度 まで	250

議第 3 9 号

令和 2 年度瑞浪市駐車場事業特別会計予算

令和 2 年度瑞浪市の駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4 1, 7 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第 3 条 法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1 0, 0 0 0 千円と定める。

令和 2 年 2 月 2 7 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		40,988
	1 使用料	40,988
2 繰越金		700
	1 繰越金	700
3 財産収入		12
	1 財産運用収入	12
繰入金		0
	基金繰入金	0
歳入合計		41,700

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 駐車場事業費		30,121
	1 駐車場管理費	30,121
2 公債費		11,067
	1 公債費	11,067
3 基金積立金		12
	1 基金積立金	12
4 予備費		500
	1 予備費	500
歳出合計		41,700

第2表 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
指 定 物 品 等 購 入 費	令 和 2 年 度 か ら 令 和 3 年 度 まで	80
駅北駐車場等管理業務委託料 (清 掃 業 務)	令 和 2 年 度 か ら 令 和 3 年 度 まで	1,500
駅北駐車場等管理業務委託料 (料 金 収 納 ・ 監 視 業 務)	令 和 2 年 度 か ら 令 和 3 年 度 まで	670
浪花駐車場管理 機器保守点検業務委託料	令 和 2 年 度 か ら 令 和 3 年 度 まで	610

議第40号

令和2年度瑞浪市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度瑞浪市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	給水件数	14,900件
(2)	年間総配水量	4,500,000m ³
(3)	一日平均配水量	12,300m ³
(4)	主要な建設改良事業	
ア	緊急時給水拠点確保事業	124,000千円
イ	配水設備改良事業	141,500千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	水道事業収益	1,161,000千円	
第1項	営業収益	946,990千円	
第2項	営業外収益	214,010千円	
		支	出
第1款	水道事業費用	1,143,800千円	
第1項	営業費用	1,107,241千円	
第2項	営業外費用	32,444千円	
第3項	特別損失	115千円	
第4項	予備費	4,000千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額328,400千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額18,183千円及び過年度分損益勘定留保資金310,217千円で補填するものとする。)

収 入

第1款 資本的収入		118,100千円
第1項 工事負担金		15,000千円
第2項 分担金		22,468千円
第3項 出資金		52,632千円
第4項 補助金		28,000千円

支 出

第1款 資本的支出		446,500千円
第1項 建設改良費		270,706千円
第2項 企業債償還金 (債務負担行為)		175,794千円

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
指定物品等購入費	令和2年度から 令和3年度まで	200
検針業務委託料	令和2年度から 令和3年度まで	7,300
水質検査等委託料	令和2年度から 令和3年度まで	7,500
水質検査モニター委託料	令和2年度から 令和3年度まで	1,000
ハンディターミナル システム保守料	令和2年度から 令和3年度まで	300
ハンディターミナル 機器保守料	令和2年度から 令和3年度まで	150
配水管事故賠償責任保険	令和2年度から 令和3年度まで	400
A0コピー機機器保守業務	令和2年度から 令和3年度まで	230

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額の流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出 第1款水道事業費用のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用及び第3項特別損失に係る項間の流用

(2) 資本的支出 第1款資本的支出のうち、第1項建設改良費及び第2項企業債償還金に係る項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 43,756千円

(他会計からの補助金)

第9条 政策的事由による水道拡張事業経費等負担のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、45,236千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、3,000千円と定める。

令和2年2月27日 提出

瑞浪市長 水野光二

議第41号

令和2年度瑞浪市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度瑞浪市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	処理区域内水洗化人口	26,600人
(2)	年間総処理水量	3,820,000m ³
(3)	一日平均処理水量	10,500m ³
(4)	主要な建設改良事業	
ア	公共下水道管渠布設事業	165,263千円
イ	公共下水道管渠長寿命化事業	90,000千円
ウ	ポンプ場整備事業	86,000千円
エ	浄化センター整備事業	18,984千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款	下水道事業収益	1,187,900千円
第1項	営業収益	551,255千円
第2項	営業外収益	636,645千円
	支	出
第1款	下水道事業費用	1,172,900千円
第1項	営業費用	1,053,662千円
第2項	営業外費用	116,578千円
第3項	特別損失	660千円
第4項	予備費	2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入

額が資本的支出額に対し不足する額331,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額18,636千円及び損益勘定留保資金312,364千円で補填するものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	580,300千円
第1項 企業債	202,000千円
第2項 負担金	11,100千円
第3項 出資金	218,900千円
第4項 補助金	148,300千円

支 出

第1款 資本的支出	911,300千円
第1項 建設改良費	370,869千円
第2項 企業債償還金	540,431千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
指 定 物 品 等 購 入 費	令和2年度から 令和3年度まで	155
水洗便所等改造資金利子補給 (令和3年度分)	令和2年度から 令和6年度まで	146
マンホールポンプ 点検・清掃業務委託料	令和2年度から 令和3年度まで	5,000
脱水ケーキ処理業務委託料	令和2年度から 令和3年度まで	58,400
薬 品 購 入 費	令和2年度から 令和3年度まで	16,200
測 定 検 査 業 務 委 託 料	令和2年度から 令和3年度まで	1,900
大 湫 処 理 施 設 維持管理業務委託料	令和2年度から 令和3年度まで	4,500
大湫クリーンセンター 汚泥引抜業務委託料	令和2年度から 令和3年度まで	900

(企業債)

第6条 企業債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	202,000	普通貸借 又は 証券発行	年3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額の流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出 第1款下水道事業費用のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用及び第3項特別損失に係る項間の流用

(2) 資本的支出 第1款資本的支出のうち、第1項建設改良費及び第2項企業債償還金に係る項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 114,877千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受けらる金額は、46,427千円である。

令和2年2月27日 提出

瑞浪市長 水野 光二